

各 都道府県 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係  
訪問サービス係

強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修等における  
修了期間（修了年限）の取扱いについて

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、強度行動障害支援者養成研修、行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）の実施に当たっては、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）又は「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、研修の修了期間又は修了年限（以下「修了期間等」という。）を規定しています。

令和2年度の研修実施に当たり、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、研修カリキュラムにおける演習を複数回に分けて分散して開催する等により、やむを得ず修了期間等を超過して研修を実施している例が確認されました。

こうした事情に鑑み、令和2年度の各研修については、やむを得ず修了期間等を超過して研修を実施した場合であっても、当該研修の受講者については、適切に研修を修了したものとみなす取扱いといたします。

また、令和3年度の各研修については、以下のとおり取り扱うことといたしますので、各都道府県におかれましては、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者への周知をお願いいたします。

- 原則として、修了期間等を遵守の上で研修を実施すること。
- 都道府県は、指定研修事業者が実施する研修が、計画どおり実施されているか状況を確認すること。
- 新型コロナウイルス感染症への対応により、やむを得ず修了期間等を超過する可能性が生じた場合、指定研修事業者は、速やかに都道府県に報告するとともに、該当する受講者に対し、修了分の研修内容について振り返りの講義を行った上で、続きの研修を行うこと。

○お問い合わせ先  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
（強度行動障害支援者養成研修について）  
福祉サービス係  
TEL：03-5253-1111（内3091）  
（行動援護従業者養成研修等について）  
訪問サービス係  
TEL：03-5253-1111（内3092）

○ 強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）（抄）

8. 実施上の留意点

（1）研修における修了期間は以下のとおり。

① 基礎研修

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

② 実践研修

原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については4月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

○ 居宅介護職員初任者研修等について（抄）

4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。

へ 行動障害支援課程

（1）修業年限は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。

り 行動援護従業者養成研修課程

（1）修業年限は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむをえない場合については、4月の範囲内として差し支えない。